

令和4年度
八潮市外部評価報告書

令和5年2月
八潮市外部評価委員会

目 次

1.	八潮市外部評価の目的	1
2.	八潮市外部評価委員会の職務	1
3.	会議日程	1
4.	行政内部の行政評価	2
5.	外部評価対象事業の選定	6
	(1) 事務事業評価の選定	6
	①1次選定の基準	6
	②2次選定の基準	6
	(2) 年次事業評価の選定基準	7
6.	外部評価対象事業	8
7.	評価の流れ	9
	(1) 事務事業評価に対する外部評価	9
	(2) 年次事業評価に対する外部評価	9
	(3) 現地調査を伴う外部評価	9
	(4) 外部評価実施済み事業の再評価	9
8.	評価	10
	(1) 事務事業評価に対する評価	10
	①事業の評価に対する評価	10
	②総合評価に対する評価	11
	③今後の方向性について	12
	(2) 年次事業評価に対する評価	13
	①事業の評価に対する評価	13
	②総合評価に対する評価	14
9.	外部評価の結果（概要）	15
	(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果	15
	(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果	17
10.	外部評価の結果（個別）	19
	・健康増進事業	23
	・配水管等維持管理事業	25
	・防犯活動普及事業	27
	・工業振興事業	29
	・八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	31
	・八潮市障がい者福祉施設わかくさ	34
11.	全体に関する意見	37

資料編

令和 4 年度事務事業評価シート	39
令和 4 年度年次事業評価シート	47
平成 28 年度八潮市行政評価における外部評価報告書（抜粋）	57
令和 4 年度外部評価シート	59
八潮市外部評価委員会委員名簿	63

1. 八潮市外部評価の目的

事業の実施主体である市が実施した事務事業評価及び年次事業評価¹について、外部評価委員が市民の立場に立って評価を行うことにより、事務事業評価及び年次事業評価の客観性・透明性を確保し、効率的かつ効果的な行政運営を推進することを目的とする。

2. 八潮市外部評価委員会の職務

八潮市外部評価委員会（以下「本委員会」という。）の職務は、八潮市附属機関設置条例（昭和57年条例第15号）別表に、次のとおり定められている。

八潮市附属機関設置条例 別表（第2条関係）

附属機関名	職務
八潮市外部評価委員会	市の事務事業評価及び八潮市公の施設 ² の指定管理者 ³ の指定の手續等に関する条例に基づく年次事業評価に関する事項を調査審議する。

3. 会議日程

令和4年度八潮市外部評価委員会の日時、開催方法及び主な内容は、表1のとおりである。

表1 令和4年度八潮市外部評価委員会の日程

回数	日時	開催方法	主な内容
第1回	令和4年11月28日（月） 14：30～17：10	市役所 第2応接室	・ 外部評価の概要説明 ・ 外部評価3事業 （事務事業評価3事業）
第2回	令和4年12月23日（金） 14：30～17：05	市役所 第2応接室	・ 外部評価3事業 （年次事業評価2事業） （事務事業評価1事業【再評価】）
第3回	令和5年2月9日（木） 14：00～16：00	市役所 第2応接室	・ 外部評価の総括

1 年次事業評価

市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価するもの。また、公の施設の管理運営に関する事務事業の中で、指定管理者制度^{*}は、公の施設を管理運営する一つの手法であり、指定管理者の業務について市が評価した年次事業評価は、事務事業評価の基礎となる。

※指定管理者制度…公の施設の管理運営を指定管理者に委任し、民間委託事業者等のノウハウを生かした市民サービスの向上、経費の節減及び効率性の向上を図ることを目的とした制度。

2 公の施設

地方公共団体が住民の福祉を増進する目的のために設置し、その地方公共団体の住民が利用する施設。

（例：社会教育施設《図書館、公民館等》・

社会福祉施設《老人福祉センター、保健センター、児童館等》等）

3 指定管理者

地方公共団体から公の施設の管理を任される団体^{*}（民間事業者、NPO法人など）

※団体であれば法人格は必ずしも必要ではない。ただし、個人は不可。

4. 行政内部の行政評価

市では、令和3年度に実施した42施策、368事務事業を対象に、行政内部の行政評価として「施策評価」及び「事務事業評価」を実施した。また、指定管理者によって管理される13の施設について、年次事業評価を実施した。

施策評価の目的は、施策レベルで投入コストや成果（業績）を把握し、八潮市総合計画の進捗管理を行うことと、施策の現状、課題などを分析し、施策の展開方針を示すことである。

事務事業評価の目的は、市の実施する事務事業について評価することにより、事務事業の見直し、職員の意識改革、さらに市民への説明責任を果たすことと、総合的・計画的・効率的な行政運営を推進し、市民満足度の向上を図ることである。

年次事業評価の目的は、市が指定管理者の業務の遂行状況及び運営により提供されるサービスについて評価することにより、指定管理者に対して、施設の適正な運営やサービスの向上を促すことである。

本委員会では、「事務事業評価」4事業及び「年次事業評価」2事業について評価を行った。令和4年度（令和3年度実施事業）施策評価・事務事業評価及び年次事業評価の結果は、表2、表3及び表4のとおりである。

表2 令和4年度施策評価結果（令和3年度に実施した42施策）

評価項目	説明	評価内容	件数(件) ※1	割合(%) ※2
課題	目標達成のための課題	課題はほとんどない	1	2
		ある程度課題がある	48	86
		大きな課題がある	7	13
		計	56	100
総合評価	成果指標や事務事業評価結果を踏まえ進捗度を総合的に評価	順調	12	21
		概ね順調	41	73
		遅れ	3	5
		計	56	100
方向性	今後の施策の方向	現状のまま推進	34	61
		見直して推進	21	38
		大幅に見直して推進	1	2
		計	56	100
	「見直して推進」、「大幅に見直して推進」の22事業のうち	重点化	13	
		縮小	0	
		その他	9	

※1 施策に対し、複数の関係部署がある施策は、それぞれの部署が施策評価を行ったため、評価の合計が42にならない。

※2 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても100%にならない場合がある。

表 3 令和 4 年度事務事業評価結果（令和 3 年度に実施した 368 事務事業）

評価項目	説明	評価内容	件数	割合 (%) ※1
必要性	当該事務事業について市が関与する必要性	非常に高い	268	73
		高い	90	24
		ある程度認められる	10	3
		計	368	100
目標達成度	令和 3 年度の目標達成度	達成した (100%)	114	31
		概ね達成した (80%以上)	212	58
		達成できなかった (80%未満)	42	11
		計	368	100
実施内容・方法	成果向上やコスト削減のための見直しの余地	余地が大きい	10	3
		ある程度余地がある	311	85
		余地がない	47	13
		計	368	100
公平性	i. 受益者が一部に偏っているか	偏りがある	55	15
		やや偏りがある	94	26
		偏りがない	99	27
		非該当	120	33
		計	368	100
	ii. 受益者負担の見直しの余地※2	余地がある	73	29
		余地がない	35	14
		受益者負担がない	86	35
		非該当	54	22
		計	248	100
課題	評価時点で認識されている問題・課題	課題はほとんどない	43	12
		ある程度課題がある	285	77
		大きな課題がある	40	11
		計	368	100
総合評価	最終目標に対する進捗状況	順調	125	34
		概ね順調	219	60
		遅れ	22	6
		評価対象外※3	2	1
		計	368	100
今後の方向性	計画期間を通じた方向	現状のまま継続	256	70
		休止・廃止	0	0
		終了・完了	3	1
		見直して継続	97	26
		他事業と統合して継続	12	3
		計	368	100
	見直し方針:「見直して継続」、「他事業と統合して継続」の 109 事業のうち※4	重点化 (拡充)	63	
		手段を改善	37	
		効率・簡素化	8	
		その他	6	

- ※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。
- ※2 「i. 受益者が一部に偏っているか」の中で「非該当」と回答した場合は「ii. 受益者負担の見直しの余地」には回答しないため、合計が 368 事業にならない。
- ※3 令和 3 年度に事業を行わなかったため、評価対象外とした。
- ※4 見直し方針について複数回答した事業があるため、「見直して継続」及び「他事業と統合して継続」の合計である 109 事業にならない。

表 4 令和 4 年度年次事業評価結果（令和 3 年度に指定管理者が管理した 13 施設）

評価項目	説明	評価	件数	割合 (%)※1
利用者満足度	利用者満足度は、毎年行われる利用者満足度調査から得られた評価を、表 5 の算出方法に従って、5 から 1 までの 5 段階で示したものを。	5	1	8
		4	11	85
		3	1	8
		2	0	0
		1	0	0
総合評価	年次事業評価の各項目の評価と、利用者満足度指数から、表 6 の評価基準に従って、S から D までの 5 段階で示したものを。	S	1	8
		A	11	85
		B	1	8
		C	0	0
		D	0	0

※1 割合は小数点以下を四捨五入しているため、各項目を足し合わせても 100%にならない場合がある。

表 5 利用者満足度調査に係る利用者満足度指数の算出方法（この表は例です）

①「当施設の管理者に対する評価」を5段階で点数化する。

当施設の管理者に対する評価	人数(A)	点数(B)	計(A×B)
5. 非常に満足	30	5	150
4. 満足	10	4	40
3. どちらでもない	5	3	15
2. 不満	2	2	4
1. 非常に不満	1	1	1
計	① 48		② 210

②平均点数を算出する。（小数点第3位以下切り捨て）

平均点数（②÷①）

4.37

③平均点数から利用者満足度指数を決定する。

利用者満足度指数

4

平均点数	満足度指数
4.75～5.00	5
4.00～4.74	4
3.00～3.99	3
2.00～2.99	2
1.00～1.99	1

表 6 年次事業評価に係る総合評価の評価基準

総合評価	評価基準
S：「協定内容あるいは要求水準等」に対して優れている。	年次事業評価が全てAであり、利用者満足度指数が5ポイントである場合
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが2/3以上であり、利用者満足度指数が4ポイント以上である場合
B：「協定内容あるいは要求水準等」に対して概ね良好である。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2以上であり、利用者満足度指数が3ポイント以上である場合
C：「協定内容あるいは要求水準等」に対して努力を要する。	年次事業評価にCがなく、Aが1/2未満である。または、利用者満足度指数が2ポイントである場合
D：「協定内容あるいは要求水準等」に対して下回る。	年次事業評価にCがある。または、利用者満足度指数が1ポイントである場合

5. 外部評価対象事業の選定

(1) 事務事業評価の選定

本委員会では、市が実施する事務事業評価のうち、外部評価対象事業として、次の選定基準により 4 事業を決定した。

① 1 次選定の基準

企画経営課が、教育委員会（教育総務部・学校教育部）の実施する事務事業※（64 事業）及び次の条件に該当する事務事業を除く 34 事業を決定する。

- ・ 国や県が主体となって実施する事務事業
- ・ 職員が対象となるなど、内部管理のみの事務事業
- ・ 令和 3 年度に予算または人件費のない事務事業
- ・ 積立金や償還金、利子等の支出もしくは他会計への繰出のみの事務事業
- ・ 経営資源の事業費・労働量が「削減」の事務事業
- ・ 前年度に外部評価対象となった担当課の事務事業（再評価対象事業を除く。）
- ・ 過去に外部評価を実施した事務事業（再評価対象事業を除く。）

② 2 次選定の基準

1 次選定された 34 事業の中から、外部評価委員が外部評価すべき事業を選定する。外部評価委員の選定結果を集計し、選定した 4 事業を外部評価対象事業とする。

※教育委員会の事業については、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第 26 条の規定により、教育に関し学識経験を有する者による「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」を行っているため対象外とした。

(2) 年次事業評価の選定基準

本委員会による評価は、次年度以降、指定管理者が施設の運営に反映できるよう、原則として指定期間内の2年目または3年目における年次事業評価を対象とするが、各年度の評価対象施設数に偏りがないように調整する。

指定管理者が管理する施設に対する年次事業評価について、外部評価を行うスケジュール(予定)は表7のとおりである。

表7 指定管理者が管理する施設に対する評価年度スケジュール(予定)【全13施設】

番号	施設名	指定管理期間と評価年度					
		R4	R5	R6	R7	R8	R9
1	八潮市立コミュニティセンター			評価			
2	八潮市老人福祉センター寿楽荘			評価			
3	八潮市老人福祉センターすえひろ荘			評価			
4	八潮市高齢者福祉施設やしお苑			評価			
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	評価					評価
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	評価					評価
7	八潮市障がい者福祉施設虹の家		評価				評価
8	八潮市障がい者福祉施設やまびこ				評価		
9	八潮市知的障害者生活サポートセンター		評価				評価
10	八潮市立はちじょうきた学童保育所		評価			評価	
11	八潮市立どんぐり学童クラブ		評価			評価	
12	八潮市立八條図書館及び八條公民館				評価		
13	八潮市立おおぜ学童保育所		評価			評価	
評価対象施設数		2	5	4	2	3	4

※白抜きは現在の指定管理期間、網掛けは令和5年1月1日現在で想定される指定管理期間を表記している。

6. 外部評価対象事業

事務事業評価及び年次事業評価の選定基準に基づき、表 8 及び表 9 のとおり外部評価対象事業を決定した。

なお、「4. 工業振興事業」については、平成 28 年度に外部評価を実施した事業であるが、再評価として外部評価を実施した。

表 8 令和 4 年度八潮市外部評価対象 事務事業評価 一覧表

番号	施策の柱	事業名	担当課名
1	健康福祉・子育て	健康増進事業	健康増進課
2	都市基盤・環境	配水管等維持管理事業	施設課
3	防災・防犯・消防・救急	防犯活動普及事業	交通防犯課
4	産業経済・観光	工業振興事業	商工観光課

表 9 令和 4 年度八潮市外部評価対象 年次事業評価 一覧表

番号	施設名	担当課名
5	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	障がい福祉課
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	障がい福祉課

7. 評価の流れ

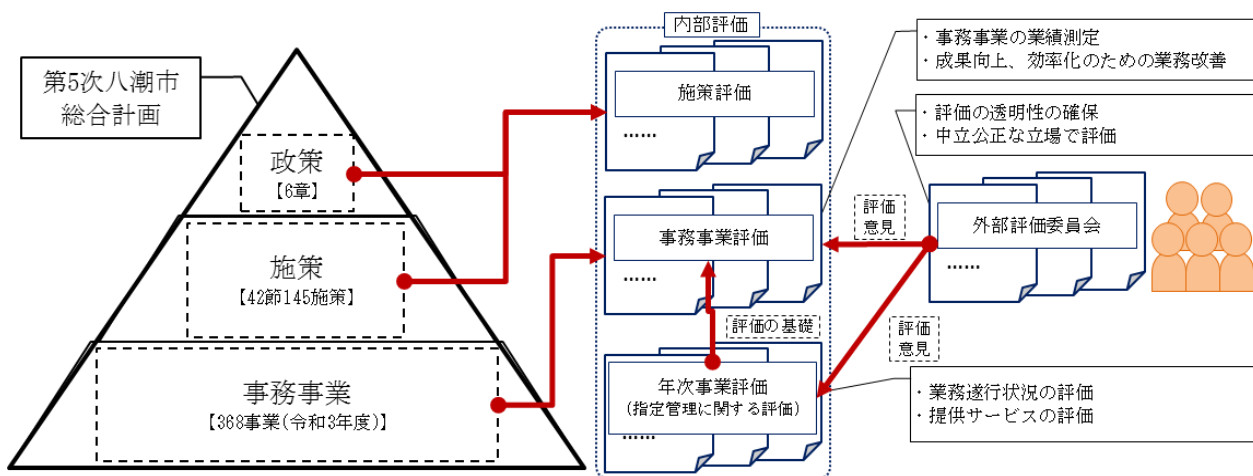
(1) 事務事業評価に対する外部評価

事務事業評価に対する外部評価は、事務事業評価シート（P38 以降参照）に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

(2) 年次事業評価に対する外部評価

年次事業評価に対する外部評価については、年次事業評価シート（P47 以降参照）等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果について説明を受け、その後に質疑応答を行い、年次事業評価が適切に行われているか評価を行った。

図 1 外部評価と事務事業評価及び年次事業評価の関係（イメージ）



(3) 現地調査を伴う外部評価

平成 23 年度から、外部評価委員が施設や現地等を実際に確認し、評価を行う、現地調査を伴う外部評価を取り入れた。

しかし、令和 4 年度の外部評価については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、現地調査を行わず、年次事業評価シートに基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、施設等の概要の説明を受け、質疑応答を行い、評価が適切に行われているか評価を行った。

(4) 外部評価実施済み事業の再評価

平成 25 年度から、過去に実施した外部評価により明確となった課題が改善され、適切に評価しているかを確認するため、評価実施済み事業を再評価することとした。

外部評価実施済みの事業の再評価は、事務事業評価シート及び当該事業における過去の外部評価結果等に基づき、評価者である課長級職員等から事業内容や評価結果、課題の改善状況等の説明を受け、その後、質疑応答を行い、課題の改善状況等を踏まえ、事務事業評価が適切に行われているか評価を行った。

8. 評価

(1) 事務事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した事務事業評価に対して、「必要性」「目標達成度」「実施内容・方法」「公平性」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

なお、「今後の方向性」については、各外部評価委員の考えを示した。

①事業の評価に対する評価

事務事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「事業の評価」に掲げる各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表10「事務事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表10 事務事業評価に対する評価基準

評価項目	評価の視点
必要性 (市が関与する必要性)	<ul style="list-style-type: none">・ 市民からの要望を的確に捉え評価しているか。・ 社会情勢の変化を的確に捉え評価しているか。・ 利用者や対象者の減少などを的確に捉え評価しているか。・ 市が事業を廃止・休止した場合の市民に与える影響を的確に捉え評価しているか。・ 市民の生活水準の維持・向上への寄与を的確に捉え評価しているか。
目標達成度 (令和3年度の目標達成度)	<ul style="list-style-type: none">・ 目的(目標)を的確に捉え評価しているか。・ 事業成果・効果を的確に判断し評価しているか。・ 市民満足度を的確に捉え評価しているか。・ 適切な指標を設定し、指標の達成度を的確に捉え評価しているか。
実施内容・方法 (成果向上・コスト削減のための見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 効率化の余地を的確に捉え評価しているか。・ 費用対効果を的確に捉え評価しているか。・ 事業の担い手や進め方等の見直しの余地を的確に捉え評価しているか。・ 進行状況を的確に捉え評価しているか。
公平性 (受益者が一部に偏っているか・受益者負担の見直しの余地)	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者(受益者)の偏りを的確に捉え評価しているか。・ 受益者負担の公平性を的確に捉え評価しているか。

②総合評価に対する評価

事務事業評価シート、担当者作成の事業内容や評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が事務事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、「事業目的」、「事業の実施状況(見込み)」、「活動指標・成果指標」、「計画期間を通じた課題と対応策」を踏まえ、最終目標の達成に向けた進捗状況が適切に評価されているか、という視点から評価を行い、表 11「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が5点から1点までの5段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25点から23点」をA、「22点から18点」をB、「17点から13点」をC、「12点から8点」をD、「7点から5点」をEとしたものである。

表 11 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5点	25 } 23
B:適切な評価	・市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4点	22 } 18
C:概ね適切な評価	・市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3点	17 } 13
D:やや適切でない評価	・市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2点	12 } 8
E:適切でない評価	・市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1点	7 } 5

③今後の方向性について

各外部評価委員が、「①事業の評価に対する評価等」を考慮し、次の表 12 に掲げる区分に従い、「今後の方向性」を考察した。

表 12 今後の方向性

区分	説明
重点化（拡大）	令和3年度と比較して、事業を重点化（拡大）して実施する。
現状維持	令和3年度と比較して、事業を同規模で実施する。
縮小	令和3年度と比較して、事業を縮小して実施する。
休止・廃止	令和3年度の翌年度以降、事業を休止・廃止する。
その他	上記4区分以外の方向性を表す。

(2) 年次事業評価に対する評価

本委員会では、市の実施した年次事業評価に対して、「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」「総合評価」の項目ごとに、評価が適切に行われているかについて評価した結果を本委員会の評価とした。

①事業の評価に対する評価

年次事業評価シートや担当課作成の事業内容、評価結果の説明資料及び外部評価委員からの質問事項に対する回答に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの各評価結果について評価した。

各評価項目に対する評価は、表 13 「年次事業評価に対する評価基準」に基づき、「5点」「4点」「3点」「2点」「1点」の5段階評価とし、「最適な評価」を5点、「適切でない評価」を1点として、外部評価委員が評価した結果の平均点を用いた。

表 13 年次事業評価に対する評価基準

年次事業評価の評価項目	市が実施した各項目についての評価の視点
開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか
管理執行体制に関する事項	業務遂行に必要な職員配置や業務の処理に適した執行体制、業務の処理過程におけるチェック機能が確保されているか等
個人情報の保護	個人情報が入潮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱われているか、個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか
利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか、利用者アンケート等を実施し、自己分析や業務改善を行っているか等
利用許可業務	利用者の公平な選考を行っているか、利用料金は適正に設定され、徴収、減免の手続きは適正か等
施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理や保安管理は適正か、施設の改修・修繕は市との協議の上で行われているか等
経費の執行管理	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか、資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか等
その他の事項	業務の一括委託などは行われていないか、損害賠償保険に加入しているか

②総合評価に対する評価

年次事業評価シート、評価者である課長級職員等による事業内容や評価結果の説明に基づき、外部評価委員が年次事業評価シートの「総合評価」に対し適切に評価されているか評価を行った。

なお、評価に当たっては、全ての評価内容や事業内容を的確に捉え評価しているか、事業の目的を的確に捉え評価しているか、事業の実施状況や進捗状況を的確に捉え評価しているか、各評価項目の評価と矛盾のない評価をしているか、課題や改善策についても具体的に検討の上で評価しているか、という視点から評価を行い、表 14「総合評価に対する評価基準」に基づき、各外部評価委員が 5 点から 1 点までの 5 段階評価を実施した。

また、各外部評価委員の「総合評価」を集計し、「委員会の評価」に基づき、本委員会の評価とした。委員会の評価は、総合評価の集計結果を「25 点から 23 点」を A、「22 点から 18 点」を B、「17 点から 13 点」を C、「12 点から 8 点」を D、「7 点から 5 点」を E としたものである。

表 14 総合評価に対する評価基準

評価区分	説明	総合評価	委員会の評価
A:最適な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から大変説得力がある。	5 点	25 } 23
B:適切な評価	市が実施した総合評価は適切であり、客観性の面から説得力がある。	4 点	22 } 18
C:概ね適切な評価	市が実施した総合評価は概ね適切であり、客観性の面から概ね理解できる。	3 点	17 } 13
D:やや適切でない評価	市が実施した総合評価は適切とは言えず、客観性の面から必ずしも妥当性があるとは言えない。	2 点	12 } 8
E:適切でない評価	市が実施した総合評価は不適切であり、客観性の面からも見直し、改善すべき点が多い。	1 点	7 } 5

9. 外部評価の結果（概要）

市が実施した事務事業評価、年次事業評価及び本委員会の評価は、表 15 及び表 16 のとおりである。

(1) 事務事業評価に対する外部評価の結果

事務事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした 4 事業のうち、3 事業を「A：最適な評価」、1 事業を「B：適切な評価」とした。

なお、「①必要性」「②目標達成度」「③実施内容・方法」「④公平性」及び「⑥総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したものではなく、市が実施した「事務事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 15 事務事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

事業名		①必要性	②目標達成度	③実施内容・方法	
1	健康増進事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.8	4.8	4.2
2	配水管等維持管理事業	内部評価	A	B	見直しの余地がある
		外部評価	5.0	4.8	4.8
3	防犯活動普及事業	内部評価	B	B	見直しの余地がある
		外部評価	4.4	4.6	4.8
4	工業振興事業	内部評価	A	A	見直しの余地がある
		外部評価	5.0	4.2	4.6

※上段は市が実施した事務事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

④公平性	⑤課題	⑥総合評価	⑦今後の方向性
偏りが無い 余地が無い	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	見直して継続 手段を改善
5.0	—	A：最適な評価	P. 24(4) 参照
偏りが無い 余地がある	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
5.0	—	A：最適な評価	P. 26(4) 参照
偏りが無い 余地がある	ある程度課題がある	☆☆ 概ね順調	現状のまま継続
5.0	—	A：最適な評価	P. 28(4) 参照
やや偏りがある 受益者負担がない	大きな課題がある	☆☆☆ 順調	現状のまま継続
4.2	—	B：適切な評価	P. 30(4) 参照

(2) 年次事業評価に対する外部評価の結果

年次事業評価における総合評価に対する評価については、外部評価対象とした2事業を「A：最適な評価」とした。

なお、「①開館時間」「②管理執行体制に関する事項」「③個人情報の保護」「④利用者への対応及びサービス等の向上」「⑤利用許可業務」「⑥施設設備及び物品の維持管理」「⑦経費の執行管理」「⑧その他の事項」及び「⑨総合評価」に対する本委員会の評価は、市の事業を評価したのではなく、市が実施した「年次事業に対する評価」が適切であるかを外部評価委員が評価したものである。

表 16 年次事業評価（内部評価）及び外部評価の結果

施設名			① 開館 時間	②管理執行体制 に関する事項			③個人情 報の保護		④利用者への対応及 びサービス等の向上				⑤利用許可業務			
			開館 予定日、 時間	職員 数	チェ ック機 能	法令 遵守	適正 な取 り扱 い	マニ ュアル の作 成	行 事 の 実 行	自 己 分 析、 業 務 改 善	ト ラ ブ ル 対 応	職 員 研 修	利 用 料 金 の 設 定	減 免 の 手 続 き	利 用 料 金 の 徴 収	公 平 な 選 考
5	八潮市身体障害者福祉センター やすらぎ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	—
		外部 評価	5.0	5.0			5.0		5.0				—			
6	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	内部 評価	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	—	—	—	—
		外部 評価	5.0	5.0			4.8		5.0				—			

※上段は市が実施した年次事業評価（内部評価）、下段は本委員会の評価結果となっている。

※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

⑥施設設備及び物品の維持管理						⑦経費の執行管理				⑧その他の事項		⑨総合評価
施設の維持管理	施設の改修・修繕	施設の保安管理	清掃業務	安全衛生管理	物品の管理	経費の効率化	経費の執行体制	適正な管理	経理規程等の整備	一括委託	賠償保険	
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A:最適な評価 P. 32(2)参照
A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A	A
5.0						5.0				5.0		A:最適な評価 P. 35(2)参照

10. 外部評価の結果（個別）

本委員会では、市が実施した事務事業評価及び年次事業評価に対して外部評価を行い、委員会の評価を決定した。また、外部評価を行う過程において、事業の取組みに対する意見もあったため、今後の事業を推進するために、参考とすべきものとして記載した。

なお、各事業の評価結果の構成については、表 17 及び表 18 のとおりである。

表 17 事務事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	1	①					④					
事業名	健康増進事業	担当課	健康増進課			(3) 事務事業評価に対する主な意見						
事業目的	各種健康増進事業や精神保健事業等を実施するとともに、正しい知識の普及啓発を推進することにより、市民自ら生活習慣病等を予防し、心身の健康を保持増進できるようにする。					① 必要性について、医療費の抑制や健康寿命の延伸のためには、重要な事業であり、「非常に高い」という評価は妥当である。						
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づき、各種健康増進事業を実施する。 若年者の生活習慣病予防のため、40 歳未満の市民を対象としたヘルシーチェック健診を実施する。 精神保健に関する講演会、相談及び訪問指導を実施する。 					② 目標達成度について、コロナ禍で実施の難しい事業が多い中、令和 3 年度は概ね例年とおりの事業を実施し、成果指標としても令和 2 年度で落ち込んだ数値を回復させており、「概ね達成できた」という評価は妥当である。						
(1) 事業の評価に対する評価						④ 公平性について、各種検診において、低所得者や 70 歳以上には自己負担がなく、講演・講座にも負担がないとのことであり、「余地がない」とする評価は妥当である。						
必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。						⑤ 総合評価について、コロナ禍で難しい事業運営が強いられる中、成果も回復基調にあり、より効果的な方法を模索している様子もうかがえ、「概ね順調」とする評価は妥当である。						
評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5 段階評価)					(4) 今後の方向性について				
			5 点	4 点	3 点	2 点	1 点	担当課の今後の方向性は、「見直して継続【手段を改善】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が 3 人、「重点化」が 2 人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。				
必要性	非常に高い	4.8	4 人	1 人				(5) 当該事業に対する主な意見・提案等				
目標達成度	概ね達成できた	4.8	4 人	1 人				① 企業や個人で実施している様々な検診と、市で実施している当該事業における検診とで、受診状況の情報を共有・整理できないことから、未受診の人への働きかけが難しい状況にあるように思われる。未受診の方に受診してもらえるよう検討が必要と思われる。				
実施内容・方法	余地がある	4.6	3 人	2 人				② 他の検診と一緒に受診できるようになれば、受診率の向上に繋がると思われる。今後の取組みに期待したい。				
公平性	偏りがない 余地がない	5.0	5 人									
※委員会の評価（平均点）は小数点以下第 2 位を四捨五入している。												
(2) 総合評価に対する評価						③						
担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が 5 段階評価を行った結果は、次のとおりである。												
担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5 段階評価)									
		合計点/満点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点					
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	25 点/25 点	5 人									

【構成の説明】

- ①事業名や事業目的等を記載しており、事務事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 10「事務事業評価に対する評価基準」(P10)に基づき、必要性や目標達成度等の 4 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 11「総合評価に対する評価基準」(P11)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 事務事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った事務事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 今後の方向性について」は、表 12「今後の方向性」(P12)に基づき、重点化や現状維持等の方向性について考察した結果を記載した。
- ⑥「(5) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 事務事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

表 18 年次事業評価に対する外部評価の結果の構成

番 号	5	指定管理		①
施設名	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ		担当課	障がい福祉課
設置の目的	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の規定に基づき、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって身体障がい者の福祉の増進を図る。			
業務内容	(1) やすらぎの事業の実施 ア 身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの実施に関すること。 イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業の実施に関すること。 ウ 身体障害者関係福祉団体の支援に関すること。 エ ボランティアの養成に関すること。 オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。 (2) やすらぎの利用の許可に関する業務 (3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務			

(2) 総合評価に対する評価 ③
 担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価					委員会の点数内訳（5段階評価）				
	合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点				
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価 25点/25点	5人								

(3) 年次事業評価に対する主な意見 ④

- ① コロナ禍にも関わらず、十分な開館日数・開館時間を確保されているため、評価は妥当である。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、個別の講座等の種類についてもよく工夫されており、実際に利用者アンケートにおける評価も高いことから、評価は妥当である。

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価（平均点）	委員会の点数内訳（5段階評価）				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
⑤利用許可業務*	職員研修	A	-					
	利用料金の設定	-						
	減免の手続き	-						
	利用料金の徴収	-						
⑥施設設備及び物品の維持管理	公平な選考	-	5.0	5人				
	施設の維持管理	A						
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
⑦経費の執行管理	物品の管理	A	5.0	5人				
	経費の効率化	A						
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
⑧その他の事項	経理規程等の整備	A	5.0	5人				
	一括委託	A						
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。
 ※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等 ⑤

- ① 利用者アンケートについて、利用者の声を直接聞くのは管理する側にとっても有益だと思う。期間を延ばす等アンケート数を増やしてはどうか。

【構成の説明】

- ①施設名や設置の目的等を記載しており、年次事業評価シートより転記した。
- ②「(1) 事業の評価に対する評価」は、表 13「年次事業評価に対する評価基準」(P13)に基づき、開館時間や管理執行体制等の 8 つの評価項目について、外部評価委員がそれぞれ 5 点から 1 点までの 5 段階で評価を行い、その平均点を記載した。
- ③「(2) 総合評価に対する評価」は、表 14「総合評価に対する評価基準」(P14)に基づき、5 点から 1 点までの 5 段階で総合評価を行い、5 人の外部評価委員の総合評価を集計し、「委員会の評価」に基づき、A から E までの 5 段階で評価した結果を記載した。
- ④「(3) 年次事業評価に対する主な意見」は、外部評価委員の意見のうち、市が行った年次事業評価に対する意見について、主なものを記載した。
- ⑤「(4) 当該事業に対する主な意見・提案等」は、外部評価委員の意見のうち、事業の取組状況等、「(3) 年次事業評価に対する主な意見」以外について、主なものを記載した。

番 号	1		
事業名	健康増進事業	担当課	健康増進課
事業目的	各種健康増進事業や精神保健事業等を実施するとともに、正しい知識の普及啓発を推進することにより、市民自ら生活習慣病等を予防し、心身の健康を保持増進できるようにする。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 健康増進法に基づき、各種健康増進事業を実施する。 若年者の生活習慣病予防のため、40歳未満の市民を対象としたヘルシーチェック健診を実施する。 精神保健に関する講演会、相談及び訪問指導を実施する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	4.8	4人	1人			
目標達成度	概ね達成できた	4.8	4人	1人			
実施内容・方法	余地がある	4.6	3人	2人			
公平性	偏りが無い 余地がない	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、医療費の抑制や健康寿命の延伸のためには、重要な事業であり、「非常に高い」という評価は妥当である。
- ② 目標達成度について、コロナ禍で実施の難しい事業が多い中、令和3年度は概ね例年どおりの事業を実施し、成果指標としても令和2年度で落ち込んだ数値を回復させており、「概ね達成できた」という評価は妥当である。
- ③ 実施内容・方法について、各種の検診を個別に実施するのではなく、集団検診の機会を設けたり、医療機関と協力をするなどの具体的な案もあり、成果を高める工夫が考えられるとして、「余地がある」とした評価は概ね妥当であるが、受診啓発の難しさから、受診者を増やすための方法にはさらなる工夫が求められるとして、改善の「余地が大きい」との意見もあった。
- ④ 公平性について、各種検診において、低所得者や70歳以上には自己負担がなく、講演・講座にも負担がないとのことであり、「余地がない」とする評価は妥当である。
- ⑤ 総合評価について、コロナ禍で難しい事業運営が強いられる中、成果も回復基調にあり、より効果的な方法を模索している様子もうかがえ、「概ね順調」とする評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「見直して継続【手段を改善】」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が3人、「重点化」が2人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 企業や個人で実施している様々な検診と、市で実施している当該事業における検診とで、受診状況の情報を共有・整理できないことから、未受診の人への働きかけが難しい状況にあるように思われる。未受診の方に受診してもらえるよう検討が必要と思われる。
- ② 他の検診と一緒に受診できるようになれば、受診率の向上に繋がると思われる。今後の取組みに期待したい。

番 号	2		
事 業 名	配水管等維持管理事業	担 当 課	施設課
事業目的	誰もがいつでも安全・安心な水道水を利用している。		
事業概要	いつでも安全・安心な水道水を供給する体制を確保するため、配水管等の漏水を早期に発見し、修繕を行う。		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	5.0	5人				
目標達成度	概ね達成できた	4.8	4人	1人			
実施内容・方法	余地がある	4.8	4人	1人			
公平性	偏りが無い 余地がある	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、安全な水道水を利用するためには、欠かせない事業であり、必要性が「非常に高い」という評価は妥当である。
- ② 目標達成度について、計画的な保守・調査がなされ、成果指標も目標には届かないものの、高い数値で推移しており、「概ね達成」とする評価は妥当である。
- ③ 実施内容・方法について、青ポリ管（高密度ポリエチレン管）に変えるなど、配水管などを検討することを通じて、漏水しにくい状況を作るための工夫を考慮しており、「余地がある」とした評価は妥当である。
- ④ 公平性について、使用料・手数料の料金設定について、「余地がある」という評価は妥当である。
- ⑤ 配水管の維持管理・修繕が本事業の核であり、「概ね順調」とした評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が5人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 漏水調査や配水管洗浄について、6分割して6年に一度行っているとのことだが、より効率的・効果的に実施するよう工夫が必要と思われる。
- ② 漏水件数が「0」であり続けることが理想であると思われるが、それは現実的ではないため、今後も迅速な対応に努めていただきたい。
- ③ 漏水を小さいうちに発見することでより効果的な修繕ができるとのことだったが、作業員の技量により左右されてしまうこともあるため、そういった個の技術が承継されるよう、市としても取り組む必要があるのではないか。

番 号	3		
事業名	防犯活動普及事業	担当課	交通防犯課
事業目的	犯罪の未然防止や暴力排除の運動によって、市民の安全・安心を確保する。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯協会を通じて防犯対策の促進を図る。 ・自主防犯組織の育成、支援を行い地域の防犯力の強化を図る。 ・オウム真理教対策を推進する。 ・暴力排除、暴力団排除を推進する。 ・犯罪の起きにくいまちづくり（防犯環境設計）を推進する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	高い	4.4	2人	3人			
目標達成度	概ね達成できた	4.6	3人	2人			
実施内容・方法	余地がある	4.8	4人	1人			
公平性	偏りが無い 余地がある	5.0	5人				

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆ 概ね順調	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、防犯環境づくりの中で、町会などの地域の方々の繋がりは重要で、そういったコーディネートや土台づくりに市の関与は欠かせず、防犯団体の維持が困難な点等を考えると、より一層市の関与が必要になると思われることから、必要性は「高い」という評価は概ね妥当であるが、「非常に高い」という評価でもよいと考えられる。
- ② 目標達成度について、活動指標の防犯街頭キャンペーン及び成果指標の犯罪認知件数については、コロナ禍による影響はあったものの、指標は達成しているため、「概ね達成できた」という評価は妥当であるが、活動指標及び成果指標の目標値については、社会情勢等の変化を踏まえ、より適切な値となるよう設定する必要があると思われる。
- ③ 実施内容・方法について、防犯協会への補助費などの精査、コストの圧縮について検討の余地があるため、「余地がある」とした評価は妥当である。
- ④ 公平性について、県の支援と市の支援との重複があるとのことだが、解消できるのであれば、解消したほうが望ましいと考えられることから、「余地がある」という評価は妥当である。
- ⑤ 総合評価について、コロナ禍の影響により、犯罪認知件数が大幅に減少したことや警察の要請に応じて行った戸別訪問の回数を含んだ防犯街頭キャンペーンの実績については、外的な要因もあり当該事業の成果といえるか判断が難しいが、「概ね達成」という評価は妥当である。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が4人、「重点化」が1人であった。このことから、現在の事業内容を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① コロナ禍で大勢が集まるのが難しいとしても、方法は他にもあると思われる。高齢の方に任せるのではなく、幅広い年齢の方たちと活動していく事業としてほしい。
- ② 防犯活動について、市民生活の安全安心のためには必要だが、活動する方が高齢化で活動が難しくなっている地区もあり、今後の課題である。
- ③ 八潮市の犯罪率は、埼玉県下において令和3年度は4位であり、比較的治安が良くないと言わざるを得ないと思われる。これを改善するのはとても困難と思われるが、警察にはノウハウがあると思うので、連携し、継続的に治安の改善に取り組んでいただきたい。
- ④ 戸別訪問を除く防犯街頭キャンペーンは2回の実施にとどまり、戸別訪問の回数が多かったとのことであるが、もともとの「計画」は街頭キャンペーンのことであり、戸別訪問が含まれていないのであれば、実績から個別訪問を除外するか、計画に戸別訪問の計画回数も併せて掲載したほうが良いと思われる。
- ⑤ 防犯協会について、草加と八潮の両地区は、共に草加警察署の管轄となっていることから、同一地区として取り扱われているが、分割できるのであれば分割したほうが、その地域に合致した防犯活動の普及が図れるものと考えられる。

番 号	4	再評価	
事業名	工業振興事業	担当課	商工観光課
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> ・新製品の開発や新たな研究に対する支援を行い、新時代に対応する工業を育成する。 ・市内製品のPRを積極的に行い、販路拡大や受注機会の拡大を推進する。 		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・市内建築関連事業者の受注機会の拡大を図るため、住宅改修費用の一部を補助する。 ・経営の安定に資する事業を対象に経費の一部を補助する。 ・八潮ブランドを認定し、市内で製造されている工業製品の特長等について市内外に情報発信する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
必要性	非常に高い	5.0	5人				
目標達成度	達成した	4.2	3人		2人		
実施内容・方法	余地がある	4.6	3人	2人			
公平性	やや偏りがある 受益者負担がない	4.2	1人	4人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
☆☆☆ 順調	B：適切な評価	22点/25点	2人	3人			

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 必要性について、八潮市の経済の活性化を考えると本事業の必要性は「非常に高い」と考えられることから、評価は妥当である。
- ② 目標達成度について、前回の外部評価と同様、住宅改修資金補助のみが指標として挙げられているが、八潮ブランドの認定等、他の重要な活動についての指標も設定すべきと考える。
- ③ 実施内容・方法について、産学官の連携による「八潮かりい」の開発や商工だよりの紙面改善など、成果向上のための工夫をしており、今後ともコスト圧縮を含めて、そのような工夫をしていくことが求められており、工夫の「余地がある」とした評価は妥当である。
- ④ 公平性について、申請ベースでの補助金や、一定の企業との連携による産学官連携事業等が事業内容となっているため、「やや偏りがある」と評価をされているが、本事業の恩恵を受ける者に偏りがあることから、「偏りがある」と考えられる。
- ⑤ 総合評価について、産学官連携商品を開発したことは評価できるが、受注量の減少等の問題により、年々事業所数が減少していることを考えれば、「順調」とは言えないのではないかと。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま継続」であるが、本委員会の意見としては、「現状維持」が5人であった。このことから、現在の事業を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① コロナ禍後が視野に入ってくると思われるので、また新しい商品開発ができると良いと思われる。また、ふるさと納税返礼品としても期待したい。
- ② 「ものづくり」を担う製造業にも予算を活用したほうがよいのではないかと。製造業に対する補助金は国レベルで多くあるが、申請や要件の複雑さなどから小規模な事業所では、利用は少ない状況である。小口なものでよいので「ものづくりのまち八潮」をより発展させるような施策を期待したい。
- ③ 新規事業者の掘り起こしを目にしているが、より一層力を入れて取り組んでいただきたい。

番 号	5	指定管理	
施 設 名	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の規定に基づき、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって身体障がい者の福祉の増進を図る。		
業務内容	<p>(1) やすらぎの事業の実施</p> <p>ア 身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの実施に関する事。</p> <p>イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業の実施に関する事。</p> <p>ウ 身体障害者関係福祉団体の支援に関する事。</p> <p>エ ボランティアの養成に関する事。</p> <p>オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関する事。</p> <p>(2) やすらぎの利用の許可に関する業務</p> <p>(3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務</p>		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課 の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に 関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	5.0	5人				
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応 及びサービス等の 向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	—	—					
	減免の手続き	—						
	利用料金の徴収	—						
	公平な選考	—						
⑥施設設備及び物 品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A:「協定内容あるいは 要求水準等」に対して良 好である	A:最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① コロナ禍にも関わらず、十分な開館日数・開館時間を確保されているため、評価は妥当である。
- ② 利用者への対応及びサービス等の向上について、個別の講座等の種類についてもよく工夫されており、実際に利用者アンケートにおける評価も高いことから、評価は妥当である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 利用者アンケートについて、利用者の声を直接聞くのは管理する側にとっても有益だと思う。期間を延ばす等アンケート数を増やしてはどうか。

番 号	6	指定管理	
施 設 名	八潮市障がい者福祉施設わかくさ	担 当 課	障がい福祉課
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図る。		
業務内容	(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務 (2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号（※）に掲げる事業に関する業務 (3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務 (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務 ※ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する業務 イ その他、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業		

(1) 事業の評価に対する評価

「開館時間」「管理執行体制に関する事項」「個人情報の保護」「利用者への対応及びサービス等の向上」「利用許可業務」「施設設備及び物品の維持管理」「経費の執行管理」「その他の事項」の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	業務履行内容	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
				5点	4点	3点	2点	1点
①開館時間	開館予定日、時間	A	5.0	5人				
②管理執行体制に関する事項	職員数	A	5.0	5人				
	チェック機能	A						
	法令遵守	A						
③個人情報の保護	適正な取り扱い	A	4.8	4人	1人			
	マニュアルの作成	A						
④利用者への対応及びサービス等の向上	行事の実行	A	5.0	5人				
	自己分析、業務改善	A						
	トラブル対応	A						
	職員研修	A						
⑤利用許可業務※	利用料金の設定	—	—					
	減免の手続き	—						
	利用料金の徴収	—						
	公平な選考	—						
⑥施設設備及び物品の維持管理	施設の維持管理	A	5.0	5人				
	施設の改修・修繕	A						
	施設の保安管理	A						
	清掃業務	A						
	安全衛生管理	A						
	物品の管理	A						
⑦経費の執行管理	経費の効率化	A	5.0	5人				
	経費の執行体制	A						
	適正な管理	A						
	経理規程等の整備	A						
⑧その他の事項	一括委託	A	5.0	5人				
	賠償保険	A						

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

※⑤利用許可業務については、該当する業務がないため、評価対象外である。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価に対し外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

担当課の評価	委員会の評価		委員会の点数内訳 (5段階評価)				
		合計点/満点	5点	4点	3点	2点	1点
A：「協定内容あるいは要求水準等」に対して良好である	A：最適な評価	25点/25点	5人				

(3) 年次事業評価に対する主な意見

- ① 開館時間について、新型コロナウイルス感染症の感染が確認されたことで、施設休所としたようであるが、コロナ禍の中で、可能な範囲で適切に開館日数が確保されており、評価は妥当である。
- ② 個人情報の保護について、概ね妥当であるが、就業規則に秘密の保持について規定されていることをもって適切な管理及び取扱いがされていると評価をしているが、規定があることと、適切に管理がされていることは別である。また、外部記録媒体は使用していないとのことだが、実際には、パソコンのデータのバックアップには外付け HDD を使用しており、より適切な確認方法を検討するとよいと思われる。
- ③ 利用者への対応及びサービス等の向上について、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったものが多くある点は残念ではあるが、代替企画等により、利用者アンケートの高評価に繋がっていることから、評価は妥当である。

(4) 当該事業に対する主な意見・提案等

- ① 生活介護を要する比較的重度の方については、在宅している際の支援を受けられる体制を構築すること自体が難しいことは十分に理解できる。すでに十分に努力されていると思うが、新型コロナウイルス対策における個々人の孤立化を防げるよう取り組んでいただきたい。

11. 全体に関する意見

令和4年度の本委員会では、6事業の評価を行い、行政評価全体についての意見を次のとおり提示した。今後、八潮市の行政評価制度の改善が図られ、一層、充実した制度となることを期待するものである。

意 見

【対象事業の選定について】

2次選定において、目標を達成できなかった事業や総合評価が遅れている事業などを考慮して、外部評価すべき事業を選定できるようにしてもらいたい。

【外部評価委員会の開催方式について】

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2年ぶりに対面による外部評価委員会が開催されたが、即時的・同時的なコミュニケーションが可能な対面形式で実施することで、より効果的な委員会になるものと感じた。

【行政評価について】

毎年行っている外部評価であるが、市の行っている事業評価も適切な評価がされていると思う。今後もさらに努力してもらいたい。

資料編

事務事業評価シート(対象:R3年度実施事業)

事務事業名	健康増進事業		所属コード	1305000		位置付け	主要事業		総合戦略		市長公約	
施策の柱(章)	2 健康福祉・子育て		部	健康福祉部		実施主体	市		県		その他	
大施策(節)	1 ともに支えあう、心豊かな健康づくり		課	健康増進課		継続年数	5年以下		6~10年		11~15年	
基本施策	2 保健サービス充実		係・担当	成人保健担当		根拠法令等	有		[健康増進法、精神保健福祉法]		無	
予算科目	会計	01	款	4	項	1	目	2	事業	市民の一部		内部職員
事業目的	各種健康増進事業や精神保健事業等を実施するとともに、正しい知識の普及啓発を推進することにより、市民自ら生活習慣病等を予防し、心身の健康を保持増進できるようにする。		担当者名		竹田 紘子	内線	812		3		その他	

健康増進法に基づき、各種健康増進事業を実施する。
 ・若年者の生活習慣病予防のため、40歳未満の市民を対象としたヘルシーチェック健診を実施する。
 ・精神保健に関する講演会、相談及び訪問指導を実施する。

単位:円	R2決算	R3予算	R3決算	R4予算	事業の実施状況(見込み)			
事業費(A)	67,282,327	64,614,000	54,137,805	80,049,000	令和2年度 ①健康手帳の交付、健康相談、健康教育、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)等を実施。令和元年度より胃がん検診内視鏡検査を実施。②検診受診率の向上策として、引き続き子宮・乳がん検診無料クーポン券事業の実施、がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮)及びがん検診精密検査未受診者へ受診勧奨。40歳到達者へ各種検診等の受診勧奨通知発送。はがき・電子申請による申込を実施。③20~40歳未満対象のヘルシーチェック健診を実施。④このころの健康講座(講演会)、このころの健康相談等を実施。⑤国保年金課と連携し特定保健指導を実施。			
委員報酬	0	0	0	0				
物件費	66,990,327	63,886,000	53,703,805	79,455,000				
維持補修費	0	0	0	0				
扶助費	0	0	0	0				
補助費等	292,000	728,000	434,000	594,000	令和3年度 ①健康手帳の交付、健康相談、健康教育、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)等を実施。②検診受診率の向上策として、引き続き子宮・乳がん検診無料クーポン券事業の実施、がん検診精密検査未受診者へ受診勧奨。40歳到達者へ各種検診等の受診勧奨通知発送。41歳から70歳への各種検診等の受診勧奨通知発送。はがき・電子申請による申込を実施。③20~40歳未満対象のヘルシーチェック健診を実施。④このころの健康講座(講演会)、このころの健康相談等と連携し特定保健指導を実施。			
普通建設事業費	0	0	0	0				
その他	0	0	0	0				
国庫支出金	1,623,000	1,858,000	1,858,000	0				
県支出金	1,396,000	3,283,000	1,974,000	3,275,000				
市債	0	0	0	0	令和4年度 ①健康手帳の交付、健康相談、健康教育、歯周疾患検診、骨粗しょう症検診、肝炎ウイルス検診、がん検診(胃・肺・大腸・乳・子宮・前立腺)等を実施。②検診受診率の向上策として、引き続き子宮・乳がん検診無料クーポン券事業の実施、がん検診精密検査未受診者へ受診勧奨。40歳到達者へ各種検診等の受診勧奨通知発送。41歳から70歳への各種検診等の受診勧奨通知発送。はがき・電子申請による申込を実施。③20~40歳未満対象のヘルシーチェック健診を実施。④このころの健康講座(講演会)、このころの健康相談等と連携し特定保健指導を実施。			
その他	4,557,280	6,804,000	3,683,040	7,197,000				
一般財源	59,706,047	52,669,000	46,622,765	69,577,000				
職員数(人/年)	3.85	3.85	3.85	3.85				
職員人件費(B)	29,564,150	29,564,150	27,741,171	29,387,050				
総事業費(A+B)	96,846,477	94,178,150	81,878,976	109,436,050	令和3年度 令和2年度 令和3年度			
人件費率(B/(A+B))	30.5%	31.4%	33.9%	26.9%				
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	83.8%	—	成果指標名	単位	令和2年度	令和3年度
ヘルシーチェック健診の実施回数	回数	計画	10	10	ヘルシーチェック健診受診者数	人	目標	350
		実績	8	8			実績	276
大腸がん検診委託医療機関数	箇所	計画	21	21	大腸がん検診受診率	%	目標	40
		実績	21	21			実績	28

■事業の評価 (R3年度の事後評価)

①必要性の評価		評価者名	高橋	いく枝
当該事務事業について市が関与する必要性				
●	A:非常に高い	B:高い	C:ある程度認められる	
判断理由	<p>■法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止められた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがある</p> <p>■サービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている</p> <p>市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある</p> <p>当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される</p> <p>その他</p>			

②目標達成度の評価

R3年度の目標達成度				
A:達成した(100%)	●	B:概ね達成できた(80%以上)	●	C:達成できなかった(80%未満)
判断理由	<p>■活動指標の目標を達成した</p> <p>■業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した</p> <p>達成できた内容/できなかった内容・理由(必ず記入)</p> <p>検査については、勧奨通知を送付するなど受診率向上に努めた。しかしながら感染拡大により、医療機関に受診することで、感染リスクが高まる不安を感じる方が多く、通常の診療や検査についても受診を控えている影響により、成果指標としている受診者数や受診率は目標達成できなかった。</p>			

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地				
余地が大きい	●	余地がある	●	余地が全くない
判断理由	<p>民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある</p> <p>事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる</p> <p>業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる</p> <p>社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる</p> <p>成果を高める工夫が考えられる</p> <p>その他</p>			

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか				
偏りがある	●	やや偏りがある	●	偏りが無い
判断理由	非該当			
ii. 受益者負担の見直しの余地				
余地がある	●	余地がない	●	受益者負担がない
判断理由	<p>使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる</p> <p>国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している</p> <p>受益者の負担割合が同等の定めている基準を下回っている</p> <p>使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している</p>			

■計画期間を通じた課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題		
課題はほとんどない	●	ある程度課題がある
大きな課題がある	●	
課題	<p>ヘルシーチェック健診は、受診者数が目標に達していない。また、がん検診受診率についても、国の示す50%には届かない状況にある。生活習慣病を予防し、健康の保持増進を図るために、各種検診の受診勧奨、周知啓発、健康教育及び健康相談を充実させる必要がある。</p> <p>あらゆる機会を通じ、健康の保持増進や検診の必要性について普及啓発に努める。また、受診行動に繋がるとされる個別通知の内容を随時改善し、積極的な受診勧奨に努める。さらに、各種検診データ等から健康課題の抽出及び分析を行い、必要に応じて事業の見直しを行う。</p>	
考えられる対応策		

■総合評価 (最終目標に対する進捗状況)

- ☆☆: 順調 (最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)
- ☆☆☆: 概ね順調 (最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)
- ☆☆☆☆: 遅れ (このままでは、最終目標の達成が難しい)

総合評価	判断理由
☆☆☆☆	<p>成果指標であるヘルシーチェック健診受診者数は目標値に達することができなかったが、R2年度より48名増えた。子宮頸がん検診の受診勧奨通知にヘルシーチェック健診について案内をしたことにより、大腸がん検診についてもR2年度より受診率が向上したため、概ね順調と評価した。</p>

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	現状のまま継続	●	休止・廃止	●	終了・完了
	見直し継続	●	他事業と統合して継続	●	
経営資源 (R4年度比)	重点化(拡充)	■	手段を改善	■	効率・簡素化
	事業費	●	増加	●	削減
今後の実施方針 (改善方針)	労働量	●	増加	●	削減
	<p>健康の保持増進、疾病の早期発見のため、市民への啓発及び個々に合わせた保健指導等について、適宜見直しを行いながら、事業参加者の増加を図る。特に各種検診については初めて受診勧奨を行った検診では受診者が増えた。しかし、継続して受診勧奨通知を送っている検診は受診者が減ったため、検診の必要性について広く周知する。また、より多くの人に健康教育を実施することで、市民の健康増進に努める。</p>				

事務事業評価シート(対象:R3年度実施事業)

事務事業名	配水管等維持管理事業		所属コード	3102000		位置付け	■ 主要事業		総合戦略	市長公約
施策の柱(章)	5	都市基盤・環境	部	水道部		実施主体	● 市	県	国	その他
大施策(節)	5	安全な水を供給する体制づくり	課	施設課		継続年数	5年以下	6~10年	11~15年	● 16年以上
基本施策	2	安定給水と浄配水施設の維持管理	係・担当	維持管理担当		根拠法令等	● 有 [水道法 (第5条)]			
予算科目	会計	99 款	担当者名	小熊 康之		事業の対象	■ 全市民	市民の一部	内部職員	
		項	目	事業			その他 []			

事業目的	誰もがいつでも安全・安心な水道水を利用している。	事業概要	いつでも安全・安心な水道水を供給する体制を確保するため、配水管等の漏水を早期に見出し、修繕を行う。
------	--------------------------	------	---

単位:円	R2決算	R3予算	R3決算	R4予算
事業費(A)	92,427,320	112,953,000	96,964,780	121,598,000
職員報酬				
物件費				
維持補修費	92,427,320	112,953,000	96,964,780	121,598,000
扶助費				
補助費等				
普通建設事業費				
その他				
国庫支出金				
県支出金				
市債				
その他				
一般財源	92,427,320	112,953,000	96,964,780	121,598,000
職員数(人/年)	1.11	1.11	1.11	1.11
職員人件費(B)	8,523,690	8,523,690	7,998,104	8,472,630
総事業費(A+B)	100,951,010	121,476,690	104,962,884	130,070,630
人件費率(B/(A+B))	8.4%	7.0%	7.6%	6.5%
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	85.8%	—

事業の実施状況(見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
漏水調査及び配水管洗浄作業を実施した。 漏水等緊急対応作業を実施した。 給水装置修繕を実施した。 給水管改良修繕を実施した。 給・配水管公道漏水修繕を実施した。 配水管切廻し修繕を実施した。 制水弁修繕を実施した。	令和2年度	令和3年度	令和4年度
漏水調査及び配水管洗浄作業を実施した。 漏水等緊急対応作業を実施した。 給水装置修繕を実施した。 給水管改良修繕を実施した。 給・配水管公道漏水修繕を実施した。 配水管切廻し修繕を実施した。 制水弁修繕を実施した。			
漏水調査及び配水管洗浄作業を実施する。 漏水等緊急対応作業を実施する。 給水装置修繕を実施する。 給水管改良修繕を実施する。 給・配水管公道漏水修繕を実施する。 配水管切廻し修繕を実施する。 制水弁修繕を実施する。			

活動指標名	単位	令和2年度	令和3年度	成果指標名	単位	令和2年度	令和3年度
公道漏水件数	件	計画	62	有効率	%	目標	97
		実績	47			実績	96.38
宅内漏水件数	件	計画	350			目標	
		実績	230			実績	

■事業の評価 (R3年度の事後評価)

①必要性の評価

当該事務事業について市が関与する必要性		評価者名	田口 昌央
● A:非常に高い	● B:高い	● C:ある程度認められる	
●	●	●	
判断理由	法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがあるサービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想されるその他		

②目標達成度の評価

R3年度の目標達成度		A:達成した(100%)	● B:概ね達成できた(80%以上)	● C:達成できなかった(80%未満)
●	●	●	●	●
判断理由	<p>■活動指標の目標を達成した</p> <p>■業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した</p> <p>達成できなかった内容/できなかった内容・理由(必ず記入)</p> <p>漏水調査等の維持管理を行い、漏水件数が計画値より下回ったため、概ね達成できた」と判断した。</p>			

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地		● 余地がある	● 余地が全くない
●	●	●	●
判断理由	民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある 事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる 社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる 成果を高める工夫が考えられる その他		

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか		● 偏りがあ	● 偏りが少ない	● 非該当
●	●	●	●	●
ii. 受益者負担の見直しの余地		● 余地がない	● 受益者負担がない	● 非該当
●	●	●	●	●
判断理由	<p>■使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる</p> <p>国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している</p> <p>受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている</p> <p>使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している</p>			

■計画期間を通じての課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題		● ある程度課題がある	● 大きな課題がある
●	●	●	●
課題	漏水の多くは、量水器より一次側の給水管であり、その所有は個人であるため更新が進まない。		
考えられる対応策	特に漏水が多発している給水管の箇所を選定し、配水管の更新に併せて、積極的に量水器までの一次側の給水管を更新している。		

■総合評価 (最終目標に対する進捗状況)

☆☆：順調 (最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)
 ☆☆：概ね順調 (最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)
 ☆：遅れ (このままでは、最終目標の達成が難しい)

総合評価	☆☆		判断理由
☆☆	☆☆		適切な維持管理を行い、漏水件数が計画値に対し下回ったが、有効率が上昇したため、概ね順調であると判断した。

■今後の方向性 (計画期間を通じての方向)

方向性	● 現状のまま継続	● 休止・廃止	● 終了・完了
	● 見直して継続	● 他事業と統合して継続	
→	● 重点化(拡充)	● 手段を改善	● 効率・簡素化
経営資源 (R4年度比)	● 増加	● 現状維持	● 削減
	● 増加	● 現状維持	● 削減
今後の実施方針 (改善方針)	漏水量を軽減するためには、発見が困難な地下漏水を特定し修繕することが必要である。また、配水管内部の洗浄作業を効率的かつ効果的に実施する必要がある。		

事務事業評価シート(対象:R3年度実施事業)

所属コード	1502500				
生活安全部					
課	交通防犯課				
係・担当	交通・防犯担当				
担当者名	久保田 大介	内線	397		
項目	5	目	2		
款	3	項	1		
会計	01	款	事業		
位置付け	実施主体				
主要事業	市	県	国	11~15年	16年以上
総合戦略	市市民 市民の一部 内部職員				
事業名	防犯活動普及事業				
施策の柱(章)	3 防災・防犯・消防・救急				
大施策(節)	3 犯罪のない安全で安心なまちづくり				
基本施策	1 防犯力の強化				
事業目的	犯罪の未然防止や暴力排除の運動によって、市民の安全・安心を確保する。 犯罪の未然防止や暴力排除の運動によって、市民の安全・安心を確保する。				
位置付け	実施主体 継続年数 根拠法令等 事業の対象				
主要事業	市 5年以下 有 [八潮市防犯のまちづくり推進条例]				
総合戦略	国 11~15年 16年以上				
市市民	市市民 市民の一部 内部職員				
その他	その他 []				

単位：円	R2決算	R3予算	R3決算	R4予算
事業費(A)	3,431,898	3,150,000	3,020,101	3,571,000
委員報酬				
物件費	1,534,063	1,181,000	1,144,691	1,547,000
維持補修費				
扶助費				
補助費等	1,897,835	1,969,000	1,875,410	2,024,000
普通建設事業費				
その他				
国庫支出金				
県支出金	153,000	200,000	200,000	250,000
市債				
その他				
一般財源	3,278,898	2,950,000	2,820,101	3,321,000
職員数(人/年)	0.35	0.35	0.35	0.35
職員人件費(B)	2,687,650	2,687,650	2,521,925	2,671,550
総事業費(A+B)	6,119,548	5,837,650	5,542,026	6,242,550
人件費率(B/(A+B))	43.9%	46.0%	45.5%	42.8%
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	95.9%	—

事業の実施状況(見込み)	令和2年度	令和3年度	令和4年度
<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロール用品を貸与 30団体 防犯キャンペーン(戸別訪問)を実施 9回 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域安全大会は中止 新型コロナウイルス感染症の影響により、オウム真理教に対する抗議行動は中止となったが、退去要請書は提出。 青色回転パトロール車の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 防犯パトロール用品を貸与 34団体 振り込め詐欺防止の戸別訪問を実施 13回 新型コロナウイルス感染症の影響により、地域安全大会は中止 新型コロナウイルス感染症の影響により、オウム真理教に対する抗議行動は中止となったが、退去要請書は提出。 青色回転パトロール車の貸出 	<ul style="list-style-type: none"> 自主防犯組織を対象とした防犯関係研修会を開催予定 防犯パトロール用品を貸与予定 八潮駅前街頭キャンペーン及び戸別訪問を実施予定 地域安全大会を開催予定 オウム真理教対策事業を実施予定 青色回転パトロール車を貸出予定 	

活動指標名	単位	令和2年度	令和3年度
防犯街頭キャンペーン(戸別訪問を含む)	計画	6	6
	実績	9	13
犯罪認知件数	計画	1,100件以下	1,100件以下
	実績	648	679

■事業の評価 (R3年度の事後評価)

①必要性の評価		評価者名	柳町貴栄
当該事業について市が関与する必要性			
A:非常に高い	●	B:高い	C:ある程度認められる
判断理由	法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがあるサービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある当該事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想される その他		

②目標達成度の評価			
R3年度の目標達成度			
A:達成した(100%)	●	B:概ね達成できた(80%以上)	C:達成できなかつた(80%未満)
判断理由	活動指標の目標を達成した 業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した 達成できた内容/できなかった内容・理由(必ず記入) 犯罪認知件数は微増してしまつたが、防犯に関する活動については、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、規模を縮小しながら実施してきたことから、目標の達成度としては概ね達成したと判断した。		

③実施内容・方法の評価			
成果向上やコスト削減のための見直しの余地			
余地が大きい	●	余地がある	余地が全くない
判断理由	民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある 事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる 業務の進め方や手続(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる 社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる 成果を高める工夫が考えられる その他		

④公平性の評価			
i. 受益者が一部に偏っているか			
偏りがある	●	やや偏りがある	非該当
ii. 受益者負担の見直しの余地			
● 余地がある	●	余地がない	受益者負担がない
判断理由	使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる 国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している 受益者の負担割合が同等の定めている基準を下回っている 使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している		

■計画期間を通じた課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題			
課題はほとんどない	●	ある程度課題がある	大きな課題がある
課題	犯罪認知件数が、昨年と比較して増加している。また、特殊詐欺の被害も後を絶たない状況が続いている。		
考えられる対応策	防災行政無線や840メーラーなどを活用して、継続的に情報提供を行う。 また、草加地区防犯協会と連携し、街頭キャンペーンや青色回転灯パトロール車による呼びかけを強化するとともに、自主防犯団体への支援も継続して、防犯への意識の醸成を図る。		

■総合評価 (最終目標に対する進捗状況)			
☆☆	順調	(最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)	
☆☆	概ね順調	(最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)	
☆☆	遅れ	(このままでは、最終目標の達成が難しい)	
総合評価 判断理由			
☆☆ 概ね順調	犯罪認知件数は、令和2年と比較して増加してしまつたが、事業全体としては順調に進められたことから、総合評価としては概ね順調と評価した。		

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)			
方向性	● 現状のまま継続	● 休止・廃止	● 終了・完了
	● 見直して継続	● 他事業と統合して継続	
	→ 重点化(拡充)	→ 手段を改善	→ 効率・簡素化
経営資源 (R4年度比)	事業費	増加	削減
	労働量	増加	削減
今後の実施方針 (改善方針)	犯罪は、手口が巧妙化し、インターネットを利用した犯罪も増加していることから、草加警察署をはじめ防犯協会や自主防犯団体などの関係機関と協力して市民に対する周知・啓発を行い、より一層の防犯意識の醸成を図る。		

事務事業評価シート(対象:R3年度実施事業)

事務事業名		工業振興事業		所属コード	1602000		位置付け	■ 主要事業	■ 総合戦略	■ 市長公約
施策の柱(章)	4	産業経済・観光	市民活力推進部	部	市民活力推進部		実施主体	● 市	■ 国	■ その他
大施策(節)	3	活力ある工業づくり	商工観光課	課	商工観光課		継続年数	5年以下	■ 6~10年	● 11~15年
基本施策	3	新時代に対応する工業の育成	商工・企業立地係	係・担当	商工・企業立地係		根拠法令等	● 有	[八潮市工業振興基金条例]	
予算科目	会計	01	款	7	項	1	目	2	事業	6
									■ 市民	■ 市民の一部
									■ 全市民	■ 内部職員
									■ その他	[]

事業概要	<ul style="list-style-type: none"> 市内建築関連事業者の受注機会の拡大を図るため、住宅改修費用の一部を補助する。 経営の安定に資する事業を対象に経費の一部を補助する。 八潮ブランドを認定し、市内で製造されている工業製品の特長等について市内外に情報発信する。
事業目的	<ul style="list-style-type: none"> 新製品の開発や新たな研究に対する支援を行い、新時代に対応する工業を育成する。 市内製品のPRを積極的に行い、販路拡大や受注機会の拡大を推進する。

単位:円	R2決算	R3予算	R3決算	R4予算	事業の実施状況(見込み)
事業費(A)	10,362,194	12,027,000	15,821,966	12,331,000	<ul style="list-style-type: none"> 市外の展示会・商談会の出展費用の補助を行った。 住宅改修資金補助事業を実施した。 工業振興基金を活用して、工業の振興に寄与するPRを行った。 試験機関等利用補助事業のPRを行った。
事業費の内訳	336,485	52,000	26,423	343,000	
職員報酬					
物件費					
維持補修費					
補助費等	10,025,700	11,974,000	15,795,535	11,987,000	<ul style="list-style-type: none"> 八潮ブランド認定事業として認定を行った。 八潮市優良技術者及び技能者表彰要綱に基づき選定、表彰を行った。 市外の展示会・商談会の出展費用の補助を行った。 例年実施している住宅改修資金補助事業のほか、新型コロナウイルス感染症の臨時交付金を活用し、予算を追加して住宅改修資金補助事業を実施した。 工業振興基金を活用した産学官共同研究事業により、新商品を開発した。
普通建設事業費	9	1,000	8	1,000	
その他					
国庫支出金					
県支支出金					
市債					<ul style="list-style-type: none"> 八潮ブランド認定事業として認定を行う。 八潮市優良技術者及び技能者表彰要綱に基づき選定、表彰を行う。 市外の展示会・商談会の出展費用の補助を行う。 住宅改修資金補助事業を実施する。 工業振興基金を活用して、工業の振興に寄与するPRを行う。
その他					
一般財源	10,362,194	12,027,000	11,425,103	12,331,000	
職員数(人/年)	0.61	0.61	0.61	0.61	
職員人件費(B)	4,684,190	4,684,190	4,395,354	4,656,130	
総事業費(A+B)	15,046,384	16,711,190	20,217,320	16,987,130	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改修資金補助事業を実施する。 工業振興基金を活用して、工業の振興に寄与するPRを行う。 試験機関等利用補助事業のPRを図る。
人件費率(B/(A+B))	31.1%	28.0%	21.7%	27.4%	
予算執行率(職員人件費除く)	—	—	131.6%	—	

活動指標名	単位	令和2年度	令和3年度	成果指標名	単位	令和2年度	令和3年度
住宅改修資金補助件数	件	計画	100	住宅改修資金補助対象工事額	千円	目標	60,000
		実績	106			実績	76,271
	計画		目標				
	実績		実績				

■事業の評価 (R3年度の事後評価)

①必要性の評価		評価者名	本田 貴裕
当該事務事業について市が関与する必要性			
● A:非常に高い		B:高い	
C:ある程度認められる			
判断理由	法律、政令、省令、通達等により、市に実施が義務づけられている事業を止めた場合、市民の生命、財産等に大きな影響を与える恐れがあるサービスの拡大や充実を求める市民意見・要望が増えている市が何らかの関与(監督、指導等)をしないと、問題が発生する可能性がある当該事務事業が解決すべき課題が増えている。増えることが予想されるその他		

②目標達成度の評価

R3年度の目標達成度			
● A:達成した(100%)		B:概ね達成できた(80%以上)	
C:達成できなかった(80%未満)			
判断理由	活動指標の目標を達成した 業務改善方針等の指標に現れない目標を達成した 達成できた内容/できなかった内容・理由(必ず記入) 住宅改修補助事業における活動指標及び成果指標では、いずれも目標を達成しているほか、当該事業は、補助金利用者(市民)はもとより、市内施工業者からも評価が高い。 その他、初めて産学官連携事業を実施し、新商品開発を行った。		

③実施内容・方法の評価

成果向上やコスト削減のための見直しの余地			
● 余地がある		● 余地が全くない	
判断理由	民間委託や指定管理者制度の活用などの事業手法を再検討する余地がある 事業費や人件費などのコストを圧縮する工夫が考えられる 業務の進め方や手続き(業務プロセス)を簡略化・簡素化することが考えられる 社会情勢やニーズの変化等により、サービスの対象・量・水準を見直すことが考えられる 成果を高める工夫が考えられる その他		

④公平性の評価

i. 受益者が一部に偏っているか			
● やや偏りがある		● 偏りが無い	
非該当			
ii. 受益者負担の見直しの余地			
● 余地がある		● 余地がない	
● 受益者負担がない		● 非該当	
判断理由	使用料・手数料等の料金設定を市で行うことができる 国や県、民間事業者等が同種・類似サービスを提供している 受益者の負担割合が国等の定めている基準を下回っている 使用料・手数料等の見直しから5年以上経過している		

■計画期間を通じた課題と対応策

評価時点で認識されている問題・課題		課題はほとんどない	ある程度課題がある	● 大きな課題がある
課題	埼玉県内では有数の工業都市である本市ではあるが、受注量の減少などの問題により、年々事業所数が減少している。			
考えられる対応策	八潮市で製造、生産、加工、企画及び販売された優れた製品を「八潮ブランド」として認定し、認定品を市内外に情報発信することで、まちの価値や八潮産の製品などの信頼性を更に高め、本市の知名度アップと地域の活性化を図る。			

■総合評価(最終目標に対する進捗状況)

- ☆☆: 順調 (最終目標達成に向け、順調に成果があがっている)
- ☆☆: 概ね順調 (最終目標達成に向け、やや遅れているが概ね順調)
- ☆: 遅れ (このままでは、最終目標の達成が難しい)

総合評価	判断理由
☆☆☆ 順調	住宅改修資金補助事業の実施により、市内の建築関連事業者の受注機会の拡大で大きな効果を挙げることができた。 また、工業振興基金を利用した産学官共同研究事業により、事業者と日本薬科大学、行政が連携し、新たな特産品となるレトルトカレー「八潮かりい」を開発した。

■今後の方向性(計画期間を通じての方向)

方向性	● 現状のまま継続	● 休止・廃止	● 終了・完了
	● 見直して継続	● 他事業と統合して継続	
	→ 重点化(拡充)	● 手段を改善	● 効率・簡素化
経営資源(R4年度比)	● 増加	● 現状維持	● 削減
	● 増加	● 現状維持	● 削減
今後の実施方針(改善方針)	ヒトに焦点をあてた八潮市優良技術者及び技能者表彰と、モノに焦点をあてた八潮ブランド認定品を両輪として、市内外に情報発信することで、八潮市の知名度アップと地域の活性化を図り、販売拡大と受注機会の促進を図っていく。 住宅改修資金補助事業については、補助対象者及び建築関連事業者双方にメリットがある事業であるため、効果等を検証し、引き続き実施していく。		

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	障がい福祉課
施設名	八潮市身体障害者福祉センターやすらぎ
施設所在地	八潮市大字鶴ヶ曾根414番地1
設置の目的	身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第31条の規定に基づき、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、身体障がい者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって身体障がい者の福祉の増進を図る。
指定管理者	社会福祉法人八潮市社会福祉協議会
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
評価期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
指定管理者に求めるもの	民間事業者も含めた団体の活力や柔軟な発想を活かし、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) やすらぎの事業の実施
ア 身体障害者の教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションの実施に関すること。
イ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第25項に規定する地域活動支援センターとして創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する事業の実施に関すること。
ウ 身体障害者関係福祉団体の支援に関すること。
エ ボランティアの養成に関すること。
オ その他センターの設置の目的を達成するために必要な業務に関すること。
(2) やすらぎの利用の許可に関する業務
(3) やすらぎの施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) 前3号に掲げるもののほか、市が必要と認める業務

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和2年度	令和3年度	比較(R3-R2)
収入(円)	管理料	-	24,031,000	25,799,000	1,768,000
	参加費収入	-	57,220	88,640	31,420
	その他	-	19,173	7,257	-11,916
支出(円)	運営費	-	8,413,003	10,275,386	1,862,383
	人件費	-	11,072,323	11,878,503	806,180
	維持管理費	-	4,560,605	3,645,428	-915,177
収支(円)		-	61,462	95,580	34,118

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和2年度	令和3年度	比較(R3-R2)
開館日数(日)	341	341	
来館者数(人)	2,523	3,851	1,328

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位	令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績
身体障がい者福祉センター施設数	件	1	1	1	1

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位	令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績
身体障がい者福祉センター延べ利用者数	人	5,600	2,523	5,600	3,851

【利用者満足度調査結果】(抜粋)

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価) (人)	15	11	0	0	0	26
割合(%)	57.7%	42.3%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
利用者満足度指数	4					

【サービスの向上】(指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述)

創作的活動又は生産活動の機会の提供として、様々な種類の教室事業を実施した。

【年次事業評価結果】

※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
①開館時間						
開館予定日、開館時間は守られているか	開館日数、時間数が守られているか関係書類により確認する			・開所日数341日 ・条例で定められた休日以外に休所とする場合は、市に文書が提出されており、4月25日、9月5日、11月28日、2月27日の4日間は、館内清掃により臨時休所となった。	A	
②管理執行体制に関する事項						
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか	職員の配置を就労関係書類などにより確認する			年次協定の際に提出される事業計画書に基づき、業務に必要な職員が確保されていることを確認した。 (職員：5人、内正規職員1人、臨時職員4人)	A	
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか	体制の状況について現状を確認する 業務処理を確認できる各種規定などにより確認する			職員配置表に基づいて業務を行っており、業務の処理に適した体制が確保され、チェック機能が確保されていることを確認した。	A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか	研修会の開催等関係書類により確認する			全職員に対し、事業所における職場内研修を実施しており、法令を遵守し、運営を行っていることを確認した。	A	
③個人情報の保護						
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか	条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する			・条例違反は確認されていない。 ・社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程が整備され、適正に取り扱われている。	A	
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか	作成状況及びその内容について確認する			社会福祉法人八潮市社会福祉協議会個人情報保護規程が整備されている。USBなどの外務記録媒体の取扱いはない。	A	
④利用者への対応及びサービス等の向上						
事業計画に基づいた行事は行われているか	関係書類等により確認する			事業実績報告書により確認し、新型コロナウイルス感染症対策を行いながら、概ね事業計画どおりの事業を行っていることを確認した。	A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか	関係書類等により確認する			回答数：26件 利用者アンケートの結果に基づき、適正な分析が行われている。	A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか	関係書類等により確認する			トラブル等の発生時には、随時、市への相談及び経過報告することになっており、日頃から適正に対応できる体制が確保されている。	A	
職員育成のための研修は行われているか	関係書類等により確認する			事業所における職場内研修を実施している。	A	

評価項目		評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
業務履行内容	評価項目				
⑤利用許可業務					
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか確認する	利用料金は徴収していない。	—		
利用料金の減免の手續きは適正に行われているか	関係書類等により確認する	利用料金は徴収していない。	—		
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する	利用料金は徴収していない。	—		
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する	利用者の選考はない。	—		
⑥施設設備及び物品の維持管理					
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する	自動ドアについて、業務委託により適正に管理されている。また、日常的に職員による目視点検を行っており、適正に維持されていた。	A		
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する	修繕箇所については、市と協議を行い実施している。	A		
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する	警備会社と契約を行っており、施設後の火災、侵入等の異常発生時には、警備員が確認を行う。	A		
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する	委託契約により実施しており、施設が清潔に保たれていることを確認した。	A		
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する	<ul style="list-style-type: none"> 全職員の職員健康診断を実施している。 新型コロナウイルス感染症防止対策を実施している。 	A		
物品（備品）の管理は適切に行われているか	台帳により確認	備品台帳により管理され、職員が施設を訪問した際には、目視による確認を行っており、適切に管理されている。	A		

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
⑦ 経費の執行管理						
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する			こまめな消灯・空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。	A	
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する			経費の執行には、決裁規定に基づいており、体制が確保されている。	A	
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する			経理内容について、具体的な記載があり、明確化が図られている。	A	
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する			社会福祉法人八潮市社会福祉協議会経理規程を整備している。	A	
⑧ その他の事項						
業務の一括委託などは行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する			第三者委託業務承認申請書により確認し、一括委託等は行われていなかった。	A	
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する			保険証書により、施設入場者の傷害危険担保契約、建物・器具・什器に対する損害補償契約を確認している。	A	
【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】						
(1) 指定管理者自己評価						
<p>利用調査の結果は、概ね良い結果だと考えます。職員の対応における「概ね満足」以上の評価が高かったことは成果に挙げられると考えます。次年度も多くの利用者の方が満足を得られるようにサービスを提供します。</p> <p>課題として、若年層の利用が少ないこと、利用者の固定化が進んでいるため、より多くの方に利用していただくための、広報、周知活動を進める必要があると考えます。前年度に引き続き、換気・館内消毒・アクリル板設置等を行い、各種活動やボランティア団体には検温表の記入など、継続して新型コロナウイルス感染症対策を実施できました。</p>						
(2) 業務改善に向けた分析						
<p>より快適に施設を利用していただけた環境整備のため、また、利用者の声を施設運営に反映させていけるように努力します。</p> <p>今後も、身体に障がいのある方が利用しやすく、ニーズを満たす施設を目指して、予算の範囲内で修繕および事業の見直しを図っていきます。</p>						
【所管課所見】						
<p>身体障がい者の機能訓練・教養の向上等のため、各種講座・教室を実施しており、新型コロナウイルスの影響も緩和されてきたため、昨年度は全体的に参加人数の増加が見られました。</p> <p>障がい者サロン活動については、コロナ禍において、障がい者の貴重なレクリエーションの場を提供している。</p> <p>また、利用者満足度調査においても「概ね満足」以上の評価が多いことから、高く評価できる。</p>						
						総合評価
						A

年次事業評価シート（指定管理者の業務に係る事業の評価）

【施設の概要】

所管課名	障がい福祉課
施設名	八潮市障がい者福祉施設わかくさ
施設所在地	八潮市大字南川崎826番地3
設置の目的	障がい者が自立した日常生活並びに社会生活を営むことができるよう必要な支援を行い、もって障がい者の福祉の増進を図る。
指定管理者	特定非営利活動法人たらちね
指定期間	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日
評価期間	令和3年4月1日 ～ 令和4年3月31日
指定管理者に求めるもの	民間事業者も含めた団体の活力や柔軟な発想を活かし、これまで以上に利用者本位の柔軟なサービスを提供し、効率的な経営の推進を図ること。

【指定管理者が行う主な業務の内容】

(1) 障がい者福祉施設の利用の承認に関する業務
(2) 八潮市障がい者福祉施設設置及び管理条例第3条各号（※）に掲げる事業に関する業務
(3) 障がい者福祉施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務
※(1) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護に関する業務
(3) その他、障がい者福祉施設の設置の目的を達成するために必要な事業

【管理経費の収支状況】

		直営最終年度	令和2年度	令和3年度	比較(R3-R2)
収入(円)	管理料	-	9,030,000	11,530,000	2,500,000
	介護給付費	-	50,811,289	60,410,412	9,599,123
	処遇改善費	-	2,546,500	1,933,322	-613,178
	雑収入	-	764,754	4,324,000	3,559,246
支出(円)	運営費	2,437,580	5,451,647	6,094,585	642,938
	人件費	5,968,000	60,109,142	59,698,556	-410,586
	維持管理費	1,680,109	450,129	488,759	38,630
	その他	-	0	9,061,561	9,061,561
収支(円)		-	-2,858,375	2,854,273	5,712,648

※詳細は別添「自己評価表」参照

【施設の利用状況】

	令和2年度	令和3年度	比較(R3-R2)
開館日数(日)	240	231	▲ 9
来館者数(人)	3,311	3,722	411

※詳細は別添「自己評価表」参照

【活動指標】（事務事業評価から引用）

	単位	令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績
通所者数	人	66	66	66	63

【当該施設のほか、指定管理者が管理する障がい者福祉施設「わかくさ」「虹の家」を含めた数値】わかくさ実績（R2:16人、R3:17人）

【成果指標】（事務事業評価から引用）

	単位	令和2年度		令和3年度	
		計画	実績	計画	実績
稼働率	%	88	86	88	83

【当該施設のほか、指定管理者が管理する障がい者福祉施設「わかくさ」「虹の家」を含めた数値】わかくさ実績（R2:69%、R3:81%）

【利用者満足度調査結果】(抜粋)

	非常に満足	満足	どちらでもない	不満	非常に不満	合計
指定管理者に対する評価(総合評価) (人)	10	7	0	0	0	17
割合(%)	58.8%	41.2%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
利用者満足度指数	4					

【サービスの向上】(指定管理者が運営を行うことによりサービスが向上したものについて記述)

障がい者支援に精通し、専門的知識を持った施設職員が長年継続して、利用者を支援することにより、利用者、保護者との信頼関係が生まれ、個々の障がいの程度や種類に応じた適切な支援が提供できる。また、所外活動や体育活動など利用者がより楽しく通所できるような工夫が見られる。

【年次事業評価結果】

※評価が「C」の場合は、その改善策等を特記事項に記入する。

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
①開館時間						
開館予定日、開館時間は守られているか	開館日数、時間数が守られているか関係書類により確認する			・開所日数231日 ・条例で定められた休日以外に休所とする場合は、市に文書が提出されており、4月1日は新年度体制準備のため休所し、8月13日・14日は夏季休所となった。	A	
②管理執行体制に関する事項						
業務を遂行するための必要な職員は確保されているか	職員の配置を就労関係書類などにより確認する			介護給付費等算定にかかると関係等に関する届出書による確認を行い、業務に必要な職員が確保されていることを確認した。 職員18人（常勤10人、非常勤8人）	A	
業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか	体制の状況について現状を確認する 業務処理を確認できる各種規定などにより確認する			介護給付費等算定にかかると関係等に関する届出書に基づく人員配置により業務を行っており、業務の処理に適した体制が確保され、チェック機能が確保されていることを確認した。	A	
業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか	研修会の開催等関係書類により確認する			法人全職員研修を実施しており、法令を遵守し、運営を行っていることを確認した。	A	
③個人情報保護						
八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか	条例違反の有無について関係書類やヒアリングにより確認する			・条例違反は確認されていない。 ・基本協定の中に、個人情報取扱特記事項を盛り込んでおり、適切に取り扱われていることを確認した。	A	
個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか	作成状況及びその内容について確認する			就業規則内に個人情報保護に関する条文が明記されている。USBなどの外務記録媒体の取扱いはない。	A	
④利用者への対応及びサービス等の向上						
事業計画に基づいた行事は行われているか	関係書類等により確認する			事業報告により確認し、新型コロナウイルスにより中止となった事業があったものの、代替え企画等に対応するなど、工夫をしながら実施していることを確認した。	A	
利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか	関係書類等により確認する			回答数：17件 利用者アンケートの結果に基づき適正な分析が行われている。	A	
市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか	関係書類等により確認する			トラブル等の発生時には、随時、市への相談及び経過報告することになっており、日頃から適正に対応できる体制が確保されている。	A	
職員育成のための研修は行われているか	関係書類等により確認する			外部研修に参加している。オンライン研修の増加により、ネット環境を整え、より研修を受講しやすい環境整備を行っている。	A	

評価項目		評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
業務履行内容	評価項目				
⑤利用許可業務					
利用料金は適正に設定されているか	利用料金が市と協議した設定となっているか確認する	利用料金は徴収していない。	—		
利用料金の減免の手續きは適正に行われているか	関係書類等により確認する	利用料金は徴収していない。	—		
利用料金の徴収は適正に執行されているか	利用料金の徴収が適正に執行されているか確認する	利用料金は徴収していない。	—		
利用者の公平な選考を行っているか	事業計画及び関係書類により現状を確認する	・利用者の選考はない。 ・利用希望者からの事前相談、実習を行い、条例に基づく適正な利用承認を行っている。	—		
⑥施設設備及び物品の維持管理					
各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか	正常に維持されているか、保守点検や修繕の状況について関係書類及び現状を確認する	・自動ドアについて、業務委託により適正に管理されている。また、日常的に職員による目視点検を行っており、適正に維持されていた。	A		
施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか	修繕の箇所、経緯について関係書類を確認する	修繕箇所については、市と協議を行い実施している。	A		
施設の保安管理が適切に行われているか	施設の警備状況について関係書類及び現状を確認する	警備会社と契約を行っている。施設後の火災、侵入等の異常発生時、警備員が確認を行う。	A		
清掃業務等が適切に行われているか	業務範囲が的確に処理されているか関係書類により確認する	委託契約により実施しており、適切に行われていることを確認している。	A		
安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか	施設の安全衛生管理の状況について関係書類及び現状を確認する	・全職員の職員健康診断を実施している。 ・新型コロナウイルス感染症防止対策を実施している。	A		
物品（備品）の管理は適切に行われているか	台帳により確認	備品台帳により管理され、職員が施設を訪問した際には、目視による確認を行っている。	A		

業務履行内容		評価項目	評価方法	確認結果 (具体的な確認事項、根拠)	評価	特記事項 現地確認事項
⑦経費の執行管理						
経費を効率的に運用する工夫はされているか	関係書類やヒアリングにより確認する			こまめな消灯・空調切替を行い、無駄なエネルギー消費を抑えている。	A	
経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか	体制の状況について現状を確認する			経理規定に基づいた、体制が確保されている。	A	
資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか	経理内容について帳簿及び関係書類により確認する			経理内容について、具体的な記載があり、明確化が図られている。	A	
経費に係る経理規程等の整備が行われているか	作成状況及びその内容について確認する			特定非営利活動法人たらちね経理規程を整備している。	A	
⑧その他の事項						
業務の一括委託などは行われていないか	委託契約書等の関係書類で確認する			活動収支計算書にて委託業務について確認し、一括委託等は行われていなかった。	A	
賠償保険に加入しているか	保険証書等により賠償保険の保険内容等を確認する			保険証書により、対人、対物に対する賠償責任保険への加入を確認している。	A	

【指定管理者自己評価及び業務改善に向けた分析】

(1)指定管理者自己評価

調査結果を踏まえ、利用者様、ご家族からの信頼、評価を得られるように取り組んでまいります。今後も利用者様の多様なニーズに応えられるよう、研修や学習会での学びを深め、職員の資質向上を課題としてまいります。

(2)業務改善に向けた分析

今後もこの評価を維持してまいります。利用者様、1人1人にあわせた活動や環境を整備できるよう職員で検討してまいります。社会状況を踏まえ、今後は外出活動や外出企画を実施してまいります。

【所管課所見】

利用者の特性に合わせた支援担当の配置や手順書の作成など、利用者が快適に過ごせる環境づくりに努めている。また、新型コロナウイルスの予防接種を施設内で行ったり、外出支援では、代替企画を行うなど工夫や努力が見られ、利用者の満足度も非常に高い。今後も継続して、よりよいサービスの提供に努めていきたい。

総合評価

A

番 号	3		
事業名	工業振興事業	担当課	商工観光課
事業目的	・各種施策を展開することにより、市内工業の振興を図る。		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅改修資金補助事業を実施する。 ・優良技術者等を表彰するとともに、ISO 認証取得等の支援、工業新製品の開発への支援を行う。 ・市外の展示会等の出展費用を補助する。 ・「(仮称) 八潮ブランド」認定を実施する。 ・平成 28 年度に八潮市商工会で東部工業展を開催する。 		

(1) 事業の評価に対する評価

必要性、目標達成度、実施内容・方法及び公平性の評価項目について、外部評価委員が5段階評価を行った結果は、次のとおりである。

評価項目	担当課の評価	委員会の評価 (平均点)	委員会の点数内訳 (5段階評価)				
			5点	4点	3点	2点	1点
①必要性	非常に高い	4.4	3人	1人	1人		
②目標達成度	達成した	4.2	3人		2人		
③実施内容・方法	余地がある	4.0	1人	3人	1人		
④公平性	余地が大きい	4.4	2人	3人			

※委員会の評価（平均点）は小数点以下第2位を四捨五入している。

(2) 総合評価に対する評価

担当課の総合評価（最終目標に対する進捗状況）である「順調」に対して、本委員会が適切であるかについて評価したところ、5点が1人、4点が2人、3点が2人の合計19点となり、「B：適切な評価」であった。

(3) 事務事業評価に対する主な意見

- ① 成果指標、活動指標は達成しているが、活動指標、成果指標ともに住宅改修資金補助事業に対するもののみであり、当該事業の事業目的をはかる指標としては偏りがある。また、活動指標、成果指標は、平成26年度と平成27年度の実績を比較すると、いずれも大きく落ち込んでいる。事業計画や目標設定の妥当性に疑問が残る。
- ② つくばエクスプレスの開通以来、八潮市の在り方に変化が生じており、それに伴い「工業振興」の在り方そのものも、見直しが必要になってきていると考えられる。そのため、実施内容・方法の評価について「見直しの余地がある」としたのは妥当である。

- ③ 当該事業の中心が住宅改修資金補助事業となっていることから、その受益者が、工業事業者や住宅保有者に限定され、一部の市民に偏ることになる。当該事業は「工業振興」の名目である以上、工業事業者に限定されるのはやむを得ないにせよ、工業事業者の中でも建築業者が受益者になりやすく、製造業者が受益者になりにくい構造となっている。そのため、公平性の観点からの見直しの「余地が大きい」としたことは妥当である。
- ④ 今後の方向性について、事業全体としては「現状維持」となるのかもしれないが、事業内容について工夫し、検討する必要があると思う。この点において、平成 28 年度から動き始めた、「八潮ブランド」などの意欲的な取組が伺える。また、従来からの ISO 認証取得の支援や八潮市優良技術者及び技能者の選定・表彰についても力を入れてほしい。平成 27 年度に製造業実態調査が実施されたので、今後は調査を踏まえた具体的な経営改善支援に期待したい。
- ⑤ 当該事業が、住宅改修資金補助事業のみであれば、「順調」としても良いが、本来の事業目的が市内工業の振興を図ることにある以上、当該事業に含まれる他の事業についても評価に含めるべきである。そのような観点から考えると、試験機関等利用補助事業について利用が少ないこと、工業振興基金の残高が減り、積立てができていないことなどもあり、順調とは言えないのではないかと。

(4) 今後の方向性について

担当課の今後の方向性は、「現状のまま推進」であるが、本委員会の意見としては、全員一致で「現状維持」であった。このことから、今後の事業については、現在の事業内容を維持してほしい。

(5) 当該事業に対する主な意見

- ① 住宅改修資金補助事業は、市内事業所数の減少に歯止めをかけることが期待できる。しかし、この補助事業のみで市内全事業所の減少を止めることができないため、他事業についても力を入れる必要がある。
- ② 4 人以上の工業事業所が 1200 社余りあった状態から、平成 26 年には 600 社余りに減少しているということは、「工業振興」の面からは、重大な事態といえる。ただ、八潮市の将来展望として、都市化・ベッドタウン化を受け入れるのであれば、第一次産業、第二次産業の比重が小さくなることは否定できない。
- ③ 小規模な事業所が減少している理由として、「後継者不足」「仕事量が増えない」という声があるとの説明があった。しかし、これだけたくさんの工場が集まっている八潮だからできることがあると思う。「製造業実態調査」の結果を踏まえた、課題解決に向けた取組を期待する。また、事業者の中には、各市町村のサービス内容をみて、開業地を選ぶこともあると聞く。その際、判断材料としてホームページ上の情報に頼ることも多いことから、現在行っている事業はすべてホームページ上で確認できた方が良くと思う。
- ④ 八潮ブランドの言葉はよく耳にするが、より一層広まるように、市、商工会で PR を実施するよう希望する。また、資金補助事業と同時に新規事業者の掘り起こしに力を入れて欲しい。

令和4年度外部評価シート【事務事業評価編】

事業名			
担当部名		担当課	

評価項目		評価項目の説明	市の評価	委員の評価	各項目の評価
① 必要性	市民ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・市民からの要望が多いか ・社会情勢の変化に対応しているか ・利用者や対象者の減少など、事業の必要性が薄れていないか ・市が事業を廃止・休止した場合、市民に与える影響はないか ・生活水準の維持・向上に寄与しているか 			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">①必要性</div> 高 ←————→ 低 5 4 3 2 1
	安全・安心				
	生活の安定				
	その他				

② 目標達成度	目標の達成度	<ul style="list-style-type: none"> ・目的(目標)は適切か ・事業実施における成果は上がっているか ・市民満足度は高いか ・希望どおりの効果が得られたか ・事業の達成度を測る指標の設定は適当か 			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">②目標達成度</div> 高 ←————→ 低 5 4 3 2 1
	活動指標・評価指標				
	成果の向上性				
	その他				

③ 実施内容・ 方法	費用対効果	<ul style="list-style-type: none"> ・効率化が図られているか ・最少の経費で最大の効果が得られているか ・事業(国、県、市、民間、指定管理者等)は適当か ・事業の進め方や手続きが適当か ・スケジュールどおり進められたか 			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">③実施内容・方法</div> 高 ←————→ 低 5 4 3 2 1
	実施主体				
	手段				
	その他				

④ 公平性	サービスの優位性	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の意義・目的が市民の大部分に及ぶか ・サービスが一部の市民に偏っていないか ・サービスが一部の市民に偏っている場合、サービスに応じた負担(使用料や手数料等)を支払っているか 			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">④公平性</div> 高 ←————→ 低 5 4 3 2 1
	サービスの対象者				
	受益者負担				
	その他				

⑤総合評価					
(評価の理由)			市の評価	委員の評価	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">⑤総合評価</div> 高 ←————→ 低 5 4 3 2 1

⑥今後の方向性					
<input type="checkbox"/> : 重点化 <input type="checkbox"/> : 現状維持 <input type="checkbox"/> : 縮小 <input type="checkbox"/> : 休止・廃止 <input type="checkbox"/> : その他					

評価の理由（評価を行った際の理由についてご記入ください）	
① 必要性	
② 目標達成度	
③ 実施内容・ 方法	
④ 公平性	
事業に対するご意見・ご提案等	

令和4年度外部評価シート【年次事業評価編】

施設名				
評価項目	評価項目の説明	市の評価	委員の評価	各項目の評価
①開館時間	開館予定日、開館時間は守られているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="①"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
②管理執行体制に関する事項	業務を遂行するための必要な職員は確保されているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="②"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	業務の処理に適した執行体制や処理過程におけるチェック機能が確保されているか			
	業務に従事する職員は、関係法令を遵守しているか			
③個人情報の保護	八潮市個人情報保護条例に基づき適正に取り扱われているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="③"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	個人情報の管理及び取り扱いに係るマニュアル等の作成がなされているか			
④利用者への対応及びサービス等の向上	事業計画に基づいた行事は行われているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="④"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	利用者へのアンケート調査などを実施し、自己分析や業務改善を行っているか			
	市民からの苦情等のトラブルの対応は適切に行われているか			
⑤利用許可業務	職員育成のための研修は行われているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="⑤"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	利用料金は適正に設定されているか			
	利用料金の減免の手続きは適正に行われているか			
	利用料金の徴収は適正に執行されているか			
⑥施設設備及び物品の維持管理	利用者の公平な選考を行っているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="⑥"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	各部の施設維持管理が良好な状態に維持されているか			
	施設の改修・修繕は市と協議の上で行われているか			
	施設の保安管理が適切に行われているか			
	清掃業務等が適切に行われているか			
⑦経費の執行管理	安全衛生管理に配慮した業務運営、管理がされているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="⑦"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	物品（備品）の管理は適切に行われているか			
	経費を効率的に運用する工夫はされているか			
	経費を適正に執行管理するための体制が確保されているか			
⑧その他の事項	資金の適正な管理と経理内容の明確化が図られているか			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="⑧"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>
	業務の一括委託などは行われていないか			
	賠償保険に加入しているか			
⑨総合評価	(評価の理由)			<div style="text-align: center;"> <input style="width: 50px; height: 20px; border: 1px solid black;" type="text" value="⑨"/> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; font-size: small;"> 高 低 </div> <div style="text-align: center;"> ← → </div> <div style="display: flex; justify-content: center; gap: 10px;"> 5 4 3 2 1 </div> <div style="text-align: center; font-size: x-small;"> </div>

担当部名		担当課	
評価の理由（評価を行った際の理由についてご記入ください）			
①開館時間			
②管理執行体制に関する事項			
③個人情報の保護			
④利用者への対応及びサービス等の向上			
⑤利用許可業務			
⑥施設設備及び物品の維持管理			
⑦経費の執行管理			
⑧その他の事項			
事業に対するご意見・ご提案等			

八潮市外部評価委員会委員 名簿

	氏 名 (敬称略)	任用期間
委員長	島根 秀行 (元八潮市代表監査委員)	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
委員長 職務代理	若尾 岳志 (獨協大学法学部教授)	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
委員	清水 努 (税理士)	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
委員	竹本 美恵子 (八潮市商工会女性部長)	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで
委員	秋元 理香 (公募)	令和3年7月1日から 令和5年6月30日まで